国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

栃木県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

茨城県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

埼玉県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

東京都知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

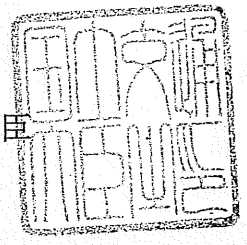
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

茨城県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

埼玉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

東京都知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

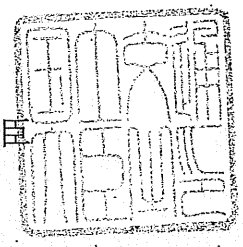
別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

藤岡市長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

北千葉広域水道企業団企業長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（発電に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

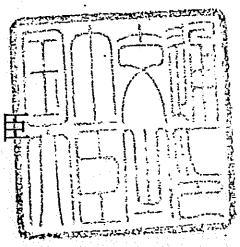
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

総務大臣　殿

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月１１日

財務大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

厚生労働大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

農林水産大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

経済産業大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

国土交通大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５８号
平成２８年１１月１１日

関東地方整備局長　殿

水管理・国土保全局長
（公印省略）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

標記について、別添のとおり、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用権設定予定者の意見を求めたので、通知する。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

栃木県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

茨城県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

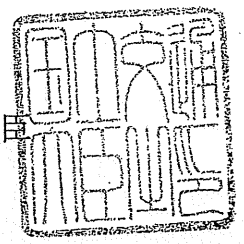
別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

埼玉県知事　殿

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

東京都知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約4，６００億円」を「約5，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

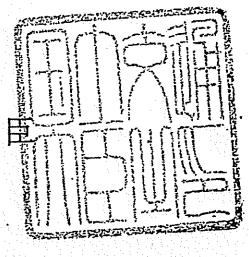
別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

茨城県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

埼玉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約4，600億円」を「約5，320億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約4，６００億円」を「約5，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

東京都知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

藤岡市長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約4，６００億円」を「約5，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

北千葉広域水道企業団企業長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

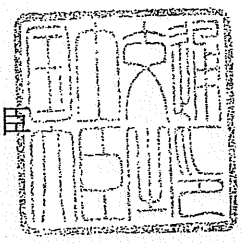
別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

千葉県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

群馬県知事　殿
（発電に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

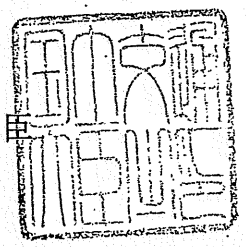
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

総務大臣　殿

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月１１日

財務大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

厚生労働大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

農林水産大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

経済産業大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第５６号
平成２８年１１月２日

国土交通大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（協議）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、協議する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

総務大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

財務大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

厚生労働大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

農林水産大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

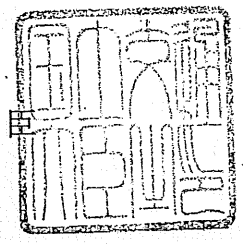
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

経済産業大臣　殿

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

国土交通大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

群馬県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

栃木県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

茨城県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

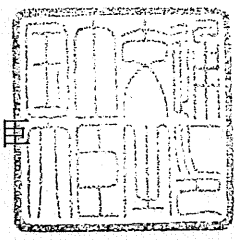
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

埼玉県知事　殿

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

千葉県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

東京都知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

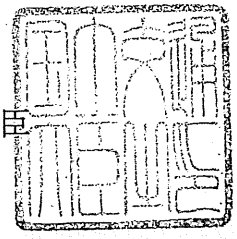
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

群馬県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

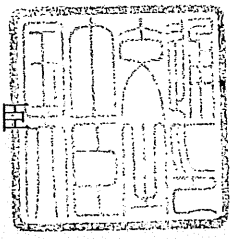
別添

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

茨城県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

埼玉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

千葉県知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

東京都知事　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

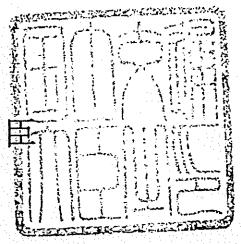
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

藤岡市長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

北千葉広域水道企業団企業長　殿
（水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

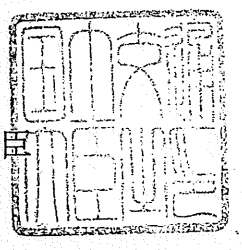
別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

群馬県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣



八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

千葉県知事　殿
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９１号
平成２８年１２月１４日

群馬県知事　殿
（発電に係るダム使用権設定予定者）

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のとおり変更したので、通知する。

別添

６(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国水治第９２号
平成２８年１２月１４日

関東地方整備局長　殿

水管理・国土保全局長
（公印省略）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（通知）

標記について、平成２８年１２月１４日付け国土交通省告示第１４０８号をもって告示したので、通知する。

国土交通省
水治第 84 号
28.10.17

地　政　第　９２－４号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石井　啓一　様

群馬県知事　大澤　正明

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあった標記のことについて、下記のとおり意見を付して同意します。

記

1　八ッ場ダムの建設にあたっては、徹底したコスト縮減による総事業費の圧縮を行うとともに、確実な工程管理により一日も早く完成させること。
2　工期末を見据えた事業監理を適切に行うため、適時、関係都県と情報共有すること。
3　生活再建事業については、地元の意向を尊重するとともに、地元住民が一日も早く安心して生活できるよう、早期に完了させること。

第１４８号議案

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について

特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定に基づき、別紙のとおり八ッ場ダムの建設に関する基本計画を変更することについて、国土交通大臣から意見を求められたので、下記のとおり意見を付して同意するものとする。

記

1　八ッ場ダムの建設にあたっては、徹底したコスト縮減による総事業費の圧縮を行うとともに、確実な工程管理により一日も早く完成させること。

2　工期末を見据えた事業監理を適切に行うため、適時、関係都県と情報共有すること。

3　生活再建事業については、地元の意向を尊重するとともに、地元住民が一日も早く安心して生活できるよう、早期に完了させること。

平成２８年９月２０日提出

群馬県知事　大　澤　正　明

平成 28年 10月 12日 原案可決

以上議決書の原本と相違ないことを証明する

平成 28年 10月 12日

群馬県議会議長 星 野　寛

国土交通省
水治第 85 号
28.10.17

砂水第１１５号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石　井　啓　一　様

栃木県知事　福　田　富　一

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号により照会のあったこのことについては、次のとおり意見を付して、同意します。

１　工期短縮に努め、早期完成を図ること。

２　徹底したコスト縮減に努めること。

栃議第２０２号

平成２８年１０月１３日

栃木県知事　福　田　富　一　　様

栃木県議会議長　五月女　裕久彦

議決証明の交付について

平成２８年１０月１３日付け砂水第１１４号で依頼のありましたこのことについて、別添のとおり送付します。

議事課議事担当
TEL　3762

第１８号議案

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第４条第４項の規定に基づき、国土交通大臣から別冊のとおり、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のとおり意見を付して同意することとする。

平成２８年９月２１日 提 出

栃木県知事　　福　　田　　富　　一

1　工期短縮に努め、早期完成を図ること。

2　徹底したコスト縮減に努めること。

国土交通大臣からの八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更についての意見照会

平成２８年９月

栃　木　県

国水治第５７号
平成２８年８月１２日

栃木県知事　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（照会）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）の一部を別添のように変更したいので、特定多目的ダム法（昭和３２年法律第３５号）第４条第４項の規定により、意見を求める。

別添

6(1)中「約4，６００億円」を「約5，３２０億円」に改める。

平成２８年１０月１３日可決

栃木県議会議長　五月女　裕久彦

上記のとおり相違ないことを証明する。

平成２８年１０月１３日

栃木県議会議長　五月女　裕久彦

国土交通省
水治第91号
28.10.19

水　土　第２６１号
平成２８年１０月６日

国土交通大臣　石井　啓一　殿

茨城県知事　橋　本　昌

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあったこのことについては，下記のとおり意見を付して同意する。

記

1　徹底したコスト縮減を図ること。
2　早期完成に向けて工期短縮に努めること。

第 112 号議案

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について

特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第４条第４項の規定に基づき，八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和61年建設省告示第1284号）に係る別記の変更について，国土交通大臣に対し下記のとおり意見を付して同意するものとする。

記

1　徹底したコスト縮減を図ること。

2　早期完成に向けて工期短縮に努めること。

平成28年９月５日提出

茨城県知事　橋　本　　昌

平成２８年９月３０日　原案可決

上記のとおり議決したことを証する

平成２８年１０月５日

茨城県議会議長　小　川　一　成

別　記

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について

6(1)中「約4,600億円」を「約5,320億円」に改める。

国土交通省
水治第93号
28.10.21

土水政第３３４号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石井　啓一　様

埼玉県知事　上田　清司

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のありました八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更については、次の意見を付してやむを得ないものとして同意します。

１　徹底したコスト縮減に取り組み、総事業費の圧縮に努めること。

２　早期完成に向け、工期短縮に努めること。

平成28年第113号議決

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の一部を別紙のとおり変更することに関し、国土交通大臣から意見を求められたので、次の意見を付してやむを得ないものとして同意する旨回答することについて議決を求める。

1　徹底したコスト縮減に取り組み、総事業費の圧縮に努めること。

2　早期完成に向け、工期短縮に努めること。

平成28年10月14日 原案可決

以上議決する

埼玉県議会議長　宮崎栄治郎

上記は議決原本と相違ないことを証明する

平成28年10月17日 埼玉県議会議長　宮崎栄治郎

別紙

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について

6(1)中「約４，６００億円」を「約５，３２０億円」に改める。

国土交通省
水治第 94 号
28. 10. 21

河　整　第　１９５　号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石井　啓一　様

千葉県知事　鈴木　栄治

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号にて照会のあったこのことについて、次のとおり意見を付して同意します。

１　更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めること。

２　八ッ場ダムの効果を早期に発現するよう、工期を厳守すること。

議案第１号から議案第17号まで

報告第１号から報告第17号まで

決算認定について

平成28年9月定例千葉県議会議案

千　　葉　　県



議案第15号

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について

特定多目的ダム法第4条第4項の規定に基づき国土交通大臣から八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について意見を求められたので，次のとおり意見を付して同意することとする。

1　更なるコスト縮減を図り，総事業費の圧縮に努めること。

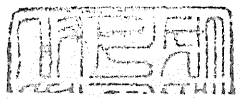
2　八ッ場ダムの効果を早期に発現するよう，工期を厳守すること。

平成28年9月21日提出

千葉県知事　鈴　木　栄　治

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更

6（1）中「約4,600億円」を「約5,320億円」に改める。

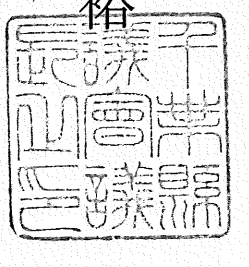


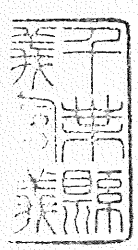
千議議第百二十六号

この写しは、平成二十八年十月十八日可決した原本と相違ないことを証明する。

平成二十八年十月十九日

千葉県議会議長　宇野　裕





国土交通省
水治第100号
28.10.25

28都市政広第412号

平成28年10月20日

国土交通大臣

石井啓一　殿

東京都知事

小池　百合子

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成28年8月12日付国水治第57号にて照会のあったこのことについては、次の意見を付して、やむを得ないものとして同意いたします。

一　工期を遵守し、ダムの効果を早期に発現させること。

二　事業の完了まで、徹底したコスト縮減を行うこと。

第百七十九号議案

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について

右の議案を提出する。

平成二十八年九月二十八日

提出者　東京都知事　小　池　百　合　子

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に関する意見について

特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第四項の規定に基づき、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について、国土交通大臣から意見を求められたので、左記のとおり意見を述べる。

記

別紙八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更（案）については、次の意見を付して、やむを得ないものとして同意する。

一　工期を遵守し、ダムの効果を早期に発現させること。

二　事業の完了まで、徹底したコスト縮減を行うこと。

（提案理由）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について、国土交通大臣から東京都知事の意見を求められたので、これに対し意見を述べる必要がある。

なお、この議案は、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第四項の規定に基づき提出するものである。

別紙

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更（案）

六㈠中「約四千六百億円」を「約五千三百二十億円」に改める。

以上の議案は、平成二十八年第三回東京都議会定例会で十月十三日原案を可決したことを証明する。

平成二十八年十月十八日

東京都議会議長　川井しげお

国土交通省
水治第 86 号
28.10.17

水　第　２３９－２　号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石井啓一　様

群馬県知事　大澤正明
（水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあった標記のことについて、下記のとおり意見を付して同意します。

記

１　事業実施にあたって、徹底したコスト縮減による総事業費の圧縮を図るとともに、極力早期に完成させること。

国土交通省
水治第 92 号
28.10.19

企 業 第 １０３ 号
平成２８年１０月 ６日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

茨城県知事 橋 本 昌
（水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあったこのことについては，下記のとおり意見を付して同意する。

記

１ 徹底したコスト縮減を図ること。
２ 早期完成に向けて工期短縮に努めること。

国土交通省
水治第 95 号
28.10.21

企局企第２５６号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石井　啓一　様

埼玉県知事　　上田　清司
（水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のありました八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更については、次の意見を付してやむを得ないものとして同意します。

１　徹底したコスト縮減に取り組み、総事業費の圧縮に努めること。

２　早期完成に向け、工期短縮に努めること。

国土交通省
水治第 96 号
28.10.21

水計第５８３号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石　井　啓　一　様

千葉県知事　　鈴　木　栄　治
（水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあったこのことについて、次のとおり意見を付して同意します。

１　更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めること。

２　八ッ場ダムの効果を早期に発現するよう、工期を厳守すること。

国土交通省
水治第101号
28.10.27

２８水総施第７０号の２
平成２８年１０月２７日

国土交通大臣　石井　啓一　殿

東京都知事
小池　百合子
（水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付、国水治第５７号により照会のあった標記の件については、次の意見を付して、やむを得ないものとして同意します。

１　工期を遵守し、ダムの効果を早期に発現させること。

２　事業の完了まで、徹底したコスト縮減を行うこと。

藤水発第３２３号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石井　啓一　様

藤岡市長　新井　利明

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付　国水治第５７号で求められた「八ッ場ダムの建設に関する基本計画（昭和６１年建設省告示第１２８４号）」の一部変更について、下記の意見を付して、やむを得ないものとして同意いたします。

記

１　徹底したコスト縮減に取り組み、総事業費の圧縮に努めること。
２　早期完成に向け、工期短縮に努めること。

国土交通省
水治第 98 号
28.10.24

印広水業第８６号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣
石井　啓一　様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者　蕨　　和雄

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号をもって照会のありましたこのことについて異存ありません。

なお、更なる事業費の増額がないよう一層のコスト縮減に努める事と工期の厳守について要望いたします。

国土交通省
水治第 99 号
28.10.24

北水企業 第１４５号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石 井　啓 一　様

北千葉広域水道企業団
企業長　飛 山　利 夫

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のありましたこのことについて、下記の意見を付した上で同意することといたします。

記

1　工事執行にあたっては、更なるコスト縮減を図ること。

2　工程管理を徹底し、工期を厳守すること。

3　水需要量に対し不足が生じた場合には、必要水量の取水の確保について特段の配慮を願うこと。

国土交通省
水治第 88 号
28.10.17

水　第　２３３－２　号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石井啓一　様

群馬県知事　大澤正明
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあった標記のことについて、下記のとおり意見を付して同意します。

記

１　事業実施にあたって、徹底したコスト縮減による総事業費の圧縮を図るとともに、極力早期に完成させること。

国土交通省
水治第 97 号
28.10.21

工水事第１８１号
平成２８年１０月２０日

国土交通大臣　石　井　啓　一　様

千葉県知事　　鈴　木　栄　治
（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあったこのことについて、次のとおり意見を付して同意します。

１　更なるコスト縮減を図り、総事業費の圧縮に努めること。

２　八ッ場ダムの効果を早期に発現するよう、工期を厳守すること。

国土交通省
水治第 89 号
28.10.17

発第２４９－２号
平成２８年１０月１３日

国土交通大臣　石井　啓一　　様

群馬県知事　大澤　正明
（発電に係るダム使用権設定予定者）

八ツ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年８月１２日付け国水治第５７号で照会のあった標記のことについて、下記のとおり意見を付して同意します。

記

１　事業実施にあたって、徹底したコスト縮減による総事業費の圧縮を図るとともに、極力早期に完成させること。

２　国が実施するダム建設工事については、群馬県が実施する発電所建設工事と工程調整を行い、計画的に工事進捗を図ること。

国土交通省
水管第126号
28.11.18

総財営第121号
平成28年11月18日

国土交通大臣　殿

総　務　大　臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成28年11月2日付け国水治第56号で協議のあった標記の件について、異議はない。

なお、今後の事業の執行に当たっては、徹底したコスト縮減を行い総事業費の圧縮を図るとともに、ダムの早期完成に努められたい。また、今後とも地方公共団体等に対して、適時適切な情報提供に努められたい。

国土交通省
水治第127号
28.11.21

財計第３８５８号
平成２８年１１月１８日

国土交通大臣　殿

財務大臣　麻生太郎

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について

平成２８年１１月１１日付国水治第５６号で協議のあった標記のことについては、異存がない。

国土交通省
水治第115号
28.11.17

厚生労働省発生食１１１１第３号
平成２８年１１月１１日

国土交通大臣　殿

厚生労働大臣

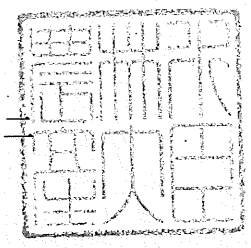
八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年１１月２日付け国水治第５６号をもって協議のあった標記については、異議はない。



28農振第1514号
平成28年11月17日

国土交通大臣　石　井　啓　一　殿



農林水産大臣　山　本　有　二

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年１１月２日付け国水治第56号により協議のあったこのことについては、異議がない。

経済産業省

国土交通省
水治第 117 号
28.11.17

２０１６１１０２地第１号
平成２８年１１月１５日

国土交通大臣　殿

経済産業大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について（回答）

平成２８年１１月２日付け国水治第５６号をもって協議のあった上記の件については、異議ありません。

国土交通省
水治第 112 号
28.11.11

国水水計第４０号
平成２８年１１月１１日

国土交通大臣　殿

国土交通大臣

八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更について(回答)

平成２８年１１月２日付け国水治第５６号をもって協議のあった標記については、異議はない。